

# 介護保険制度について

介護保険制度は40歳以上の国民が納める保険料と税金で運営されており、その運営主体は市区町村です。

## 介護保険制度の対象者

### ●65歳以上の方(第1号被保険者)

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、常時の介護までは必要ないが身支度など日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合にサービスが受けられます。

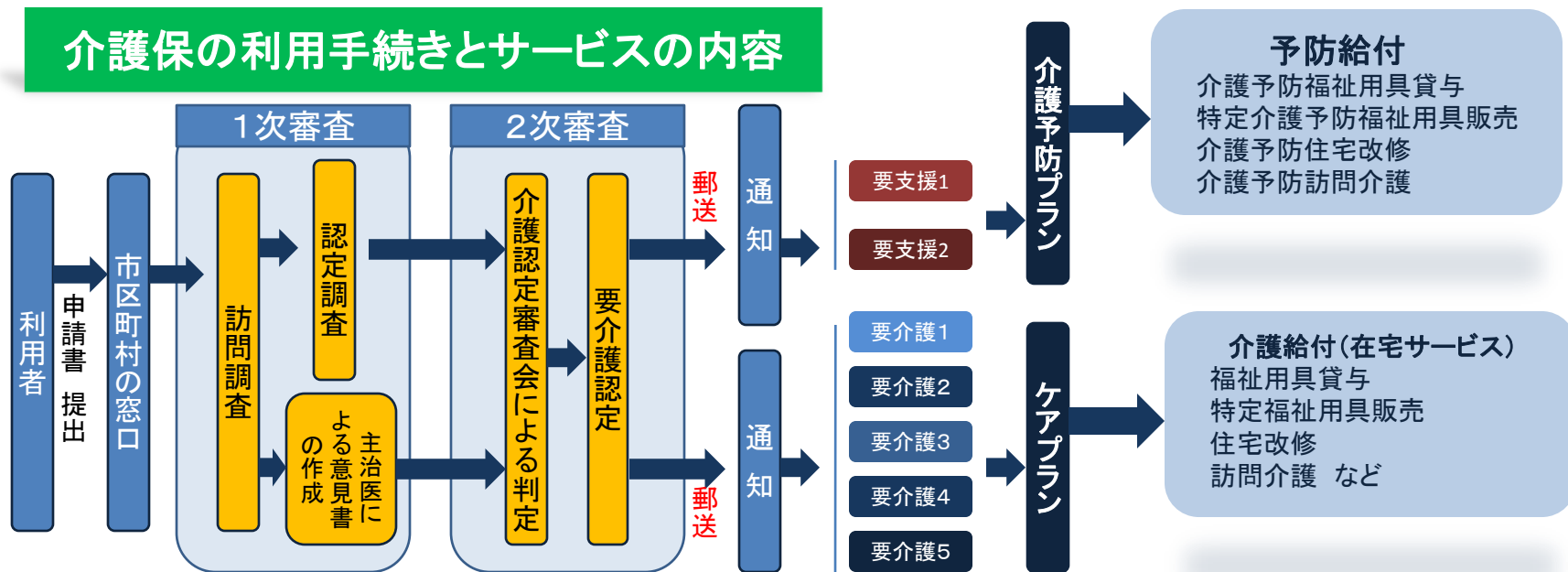
### ●40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる以下の病気(特定疾病)により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

#### 特定疾患

- 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- 脊髄小脳変性症
- 後縦靭帯骨化症(OPLL)
- 脊柱管狭窄症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症  
及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症(ASO)
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)
- 両側の膝関節又は股関節に著しい  
変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

## 介護保の利用手続きとサービスの内容



# 福祉用具購入費の支給

## ●概要

要介護者等は日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するために福祉用具が必要になったとき、貸与になじまない入浴や排せつに用いる特定福祉用具の購入に係る費用を給付します。

## ●給付対象者

要介護または要支援を受けている被保険者  
(被保険者資格のみの方、認定申請の結果非該当(自立判定)の方は給付を受けられません。)

## ●支援限度基準額

要介護状態区分(要介護・要支援)に関わらず、管理期間(毎年4月1日～翌年3月31日)内で10万円※分割して利用できます。

## ●給付額

購入に要した費用のうち、支給限度額基準額までの額の原則9割が給付されます。(小数点以下切り捨て)

(例)10万円(購入費用)×0.9(保険給付率)=9万円

※ただし、保険料未納による「給付額減額」の場合は7割となります。

支給要件、支給方法、支給申請手続き等は、各自治体にお問合わせ下さい。